三　鯨類科学調査が、妨害行為の発生が予想される海域や時期に実施される場合は、各調査船等の前後に、関係行政機関と調査実施主体との間において、妨害行為に対応して講ずべき措置及び実際の妨害行為の具体的内容について情報共有を行うなど、相互に緊密に連携するものとする。

四　水産庁は、必要に応じ、調査船団の安全かつ円滑な活動に資するため、水産庁監視船を派遣し、反捕鯨団体の妨害船についての動静把握、調査船団に対する助言及び指導、妨害行為に対する妨害船への警告、調査船団の安全かつ円滑な活動を確保するための調査船団近辺への占位等を行うものとする。

五　政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるとともに、我が国で妨害行為を行うおそれがある外国人の上陸の拒否その他の必要な措置を講ずるものとする。

六　水産庁は、妨害行為の防止及び妨害行為への対応を行うに当たり、関係行政機関に対して協力するよう求めることができるものとする。また、内閣府総合海洋政策推進事務局は、必要に応じ、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に従い、関係行政機関の間での総合調整を行う。

第六　鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項

一　政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見について、国内外の研究に有効に利用されるようを目的に、ＩＷＣを始めとする関連国際機関における報告、学術雑誌への投稿、日本哺乳類学会等の学会における報告、書籍の刊行等の方法により国内外に発信するものとする。

二　政府は、鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解を深めるようを目的に、鯨類科学調査により得られた科学的知見について、一般市民に向けて分かりやすく解説するため、メディアへの公表、パンフレットの作成及び配布、インターネットサイトへの掲載等の方法により広く国内外に発信するものとする。

三　政府は、調査実施主体が行う情報発信活動を支援するものとする。

四　政府は、鯨類科学調査で得られた科学的知見について、関係国や関係国際機関等に情報共有するものとする。

第七　鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項

一　政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類のうち必要な調査を終了したものについては、国際捕鯨取締条約に従って実行可能な限り加工し、副産物として合理的な範囲内で有効に利用されるよう、これによる収得金を鯨類科学調査の費用に充当するようも含め、必要な措置を講ずるものとする。

二　当該利用は、鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を有する地域への流通や学校給食等を始めとする公益性のある利用に配慮した手法で行うものとする。

三　政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の加工、販売等を行う事業者その他の関係者に対し、その事業等を妨害されるようについての不安を生じさせるようなことのないよう、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第八　その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

一　政府は、第三から第七までに掲げる事項のほか、必要に応じ、鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施のために必要な措置を講ずるものとする。

二　政府は、鯨類の持続的利用に必要な科学的情報を収集する目的で実施される鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査について、鯨類科学調査と共通の目的を有するように鑑み、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

イ　妨害行為の防止及び妨害行為への対応

ロ　鯨類に係る伝統的な食文化及び鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解を深めるための適切な情報発信等

国家試験

平成30年度旅行業務取扱管理者試験の公示

旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の3第1項の規定による試験を次のとおり行う。

平成30年7月3日

観光庁長官　田村明比古

1．試験の種類　総合旅行業務取扱管理者試験

2．試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県及び沖縄県

3．試験日　平成30年10月14日（日）

4．試験科目　試験は、次に掲げる科目について、筆記方式により行う。

(1)　旅行業法及びこれに基づく命令

(2)　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

(3)　「国内旅行実務」

ア．本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ．本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

(4)　「海外旅行実務」

ア．本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金

イ．旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な法令

ウ．本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務

エ．主要国の観光

オ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学

カ．本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務

5．受験手続

(1)　受験願書受付期間及び受付時間

受験願書提出先へ持参する場合の受付期間は、平成30年7月30日（月）から平成30年8月3日（金）までとし、受付時間は10時から16時までとする（正午から13時の間を除く）。

なお、受験願書提出先へ郵送する場合は、平成30年7月3日（火）から平成30年8月3日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2)　受験願書提出先

一般社団法人日本旅行業協会

（東京都千代田区霞が関３丁目３番３号　全日通霞が関ビル３階　郵便番号100―0013）

(3)　受験手数料

ア．試験を受けようとする者は、受験願書を提出する際に受験手数料6,500円を郵便局からの払込み又は銀行振込みにより一般社団法人日本旅行業協会宛納付すること。

なお、受験手数料を払込み又は振込みした際に発給される受験手数料の納付を証明する書類を受験願書に添付すること。

イ．受験手数料を受領した後は、いかなる場合でも返還しない。

(4)　受験票の送付

受験願書が完備し、かつ、受験手数料を納付した者に対し、受験票を送付する。

6．試験の免除

(1)　平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(4)の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

(2)　平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者

ア．平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(3)の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

(3)　平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者

ア．平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の「国内旅行実務」及び「海外旅行実務」科目合格者は、4に掲げる試験科目のうち、(3)及び(4)の科目についての試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成29年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。